

現 行	改 定	備 考
<p data-bbox="498 541 955 600">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="418 1308 1041 1367">令和<u>5</u>年 10 月 1 日以降適用</p>	<p data-bbox="1760 541 2217 600">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1673 1308 2297 1367">令和 6 年 10 月 1 日以降適用</p>	<p data-bbox="2635 1304 2763 1339">年次更新</p>

現 行	改 定	備 考
<p>第102条 用語の定義 (略)</p> <p>32. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>33. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>34. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。 (略)</p> <hr/> <p>第118条 成果物の提出 (略)</p> <p>4. 受注者は、電子データにより成果物を提出する場合は、「岩手県電子納品ガイドライン」に基づいて作成するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和3年3月）」に基づくものとする。</p> <hr/> <p>第120条 検査 (略)</p> <p>3. 検査員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 測量業務成果物の検査 (2) 測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和3年3月）」を参考にするものとする。</p> <hr/> <p>第132条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (略)</p>	<p>第102条 用語の定義 (略)</p> <p>32. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>33. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>34. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。 なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>35. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。 (略)</p> <hr/> <p>第118条 成果物の提出 (略)</p> <p>4. 受注者は、電子データにより成果物を提出する場合は、「岩手県電子納品ガイドライン」に基づいて作成するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和6年3月）」に基づくものとする。</p> <hr/> <p>第120条 検査 (略)</p> <p>3. 検査員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 測量業務成果物の検査 (2) 測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和6年3月）」を参考にするものとする。</p> <hr/> <p>第132条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (略)</p>	<p>項目追加</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>項目番号スライド（以降略）</p> <p>年次更新</p> <p>年次更新</p> <p>一部削除</p>